

## 目録規則 (KCR4) の改訂と新規則の下での典拠コントロール

### パク・ホンソク

韓国教育学術情報院 (KERIS) 上席研究員

翻訳 古賀 崇 (東京大学大学院教育学研究科)

1. KERIS の概要と韓国の大学における典拠コントロール
2. 目録規則 (KCR4) の改訂予定
3. KCR4 の下での典拠コントロール
4. おわりに

### 1. KERIS の概要と韓国の大学における典拠コントロール

KERIS (Korean Education & Research Information Service ; 韓国教育学術情報院) は、KERIS 法 (法令第 5686 号) に基づき 1999 年 4 月 22 日に設立された。その名が示す通り、KERIS は 2 つの主要なサービスを提供している。それは小・中・高等学校の利用者向けの教育情報、ならびに大学の利用者向けの学術研究情報サービスである。KERIS は 174 の大学図書館目録から成る統合書誌データベースを運用しており、そこには 580 万のレコードが含まれている。306 館の大学図書館が総合目録を利用しており、243 館の大学図書館が LtoL (KERIS ILL) サービスに参加している。KERIS はまた、記事索引データベース、学位論文・雑誌論文データベース、外国の学術データベースといった、多様なデータベースを提供している。

4 つの代表的な大学が自らの典拠データベースを保有している。それはソウル国立大学、延世 (Yonsei) 大学、梨花 (Ewha) 女子大学、西江 (Sogang) 大学である。これらが保有するレコードの数は 70 万を超える。初回と 2 回目の会合での発表で指摘された通り、これらの大学図書館は異なった方針や情報源データを持つため、結果として表記や典拠コントロールのレベルに違いが生じている。こうした違いは各大学の持つ典拠データベースの統合に困難を生じさせるものと思われる。この違いについては表 1 にまとめてある。

### 2. 目録規則 (KCR4) の改訂予定

韓国目録規則 (Korea Cataloguing Rules: KCR) は 1964 年に刊行され 1966 年に改訂された。17 年後の 1983 年に KCR 第 3 版 (KCR3) が刊行され、1990 年には小規模の改訂を施した KCR3.1 が刊行されている。昨年 12 月に韓国図書館協会は KCR4 の原案を発表した。本稿では引用は明示していないが、内容のほとんどは発表されたものに基づいている。

KCR4 は記述とアクセスポイントという 2 部門から成っている。最初の部門では、図書、逐次刊行物、録音・映像資料、静止画資料、地図、楽譜、電子ファイル、マイクロ資料、古典籍、点字資料について、記述規則が定められている。KCR4 は、KCR3 とは 3 つの点で異なっている。

第 1 に、「標目」という用語が KCR4 では使われておらず、代わりに「アクセスポイント」が用いられている。オンライン目録はカード目録と比べ、データ記述や記録順序などの点がまったく異なっている。例えば、レコードの記録順序はオンライン環境においてはほとんど意味を成さない。またカード目録での転記という役割は、オンライン環境ではまったく異なった手段によって置き換えられる。オンライン環境の下では、標目に基づく記録順序は重要でなくなる一方で、アクセスポイントによる検索が強調されるのである。

第 2 に、基本記入が用いられていない。基本記入は他の記入と同様に、アクセスポイントのひとつとして扱われる。機械化された情報検索という環境の下では、基本記入の役割はほかのアクセスポイントと変わるところがない。また、基本記入を選定するための具体的な規則を定めるのは困難である、とも言われている。

最後に、標目における特定の表記が標準的な表記だとは見なされなくなった。すなわち、「統一標目」という伝統的な概念は KCR4 には存在していない。ひとつのアクセスポイントにかかわる異なった表記が互いに連結され、これら様々な表記が情報検索に用いられる。情報検索の結果は、統一標目によるものであっても異なった表記に基づくものであっても同じである。標目に関する標準的な表記を選定される必要はなくなった。統一標目を選定するための時間とコストを削ったとしても、標目の役割を低下させることはない。

### 3. KCR4 の下での典拠コントロール

上述の通り、KCR4 は「標目」という概念を採用していないし、基本記入・統一標目も用いていない。こうした変化は典拠コントロールに広範囲の影響を与えるものと思われる。何よりも、典拠コントロールの方法が変わらなければならない。伝統的に、標目表記が複数存在している場合には、特定の標目表記がそれらの代表となった。基本記入と統一標目という概念が存在しないとすれば、典拠コントロールを通じて代表的な標目表記を選定しても役に立たない。また、書誌ファイルと典拠ファイルとを連結する方法も変わらなければならない。書誌レコードの連結に重要だった基本記入と統一標目が、もはや書誌レコードの中に含まれていないからである。

典拠コントロールの方法について、韓国の研究者の間で真剣な議論が展開されてきた。伝統を重んじる立場は、典拠コントロールのために代表的な表記を定めることが大事だと強調する一方、そうでない立場は代表的な表記というものに価値を認めていない。異なった標目表記は「グループ ID」によって代表され、典拠レコードと書誌レコードとを連結するのにその ID を利用できる、という主張もあった。目録規則は新たな手段を受け入れる方向へと変化しそうである。

KERIS は近い将来、代表的な大学図書館と共同で典拠データベースを構築するための

アクション・プランを発表する予定である。代表的な大学の間で典拠データに違いが生じているが、これは典拠データベースを構築する前に KERIS が解決せねばならない最も深刻な問題であった。KCR4 に向けての変化は KERIS に好ましい機会をもたらすであろう。つまり、典拠データを標準化しそのデータを標準的フォーマットに転換する、という負担から KERIS が解放されることになる。異なった表記がグループ ID の下で集中化されれば、典拠データの統合は容易になるであろう。

#### 4. おわりに

現在、KCR4 の原案は審議の過程に入っている。この目録規則の変化が与える影響は簡単には予測できない。大学図書館にとっても、改訂を受け入れ自館のレコードを修正するのは容易ではないだろう。KCR4 は記述目録法に焦点を当てているが、これは効果的な情報検索のために典拠コントロールの質を高く保つことが大いに求められる領域である。KERIS はこうした変化を見極め、新たな手段について様々な研究を行う所存である。

表 1

		ソウル国立大学	延世大学	梨花女子大学
フォーマット		KORMARC (国内資料) USMARC (洋書)	<b>KORMARC</b>	独自のフォーマット
典拠コントロール		個人名、 団体名、 会議名、 統一書名	個人名、 団体名、 会議名、 主題	個人名、 団体名、 シリーズ名 * 参照データのみ
標目 表記	韓国名	ハングル	ハングル	ハングル
	日本名・中国名	ローマ字化 (修正ヘボン式)	漢字の (ハングルでの) 韓国式発音	ハングル